

令和6年3月28日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小金澤 健司〈公印省略〉

「令和5年度 欧米豪 FIT 旅行者誘客・受入事業(マーケティング調査)」
委託に係る企画提案の公募について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当機構の事業推進に格別なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて標記事業に関する委託業務について、次のとおり企画提案を募集することとしましたので
ご案内申し上げます。

記

1. 事業名

「令和5年度 欧米豪 FIT 旅行者誘致・受入事業(マーケティング調査)」

2. 委託内容

別紙「企画提案指示書(業務処理要領)」をご参照ください。

3. 参加表明

企画提案書を提出する意向がある場合は、別紙「参加表明書」をメールでご提出ください。
なおコンソーシアムの場合は、代表となる会社・団体が提出してください。

4. 添付書類

- (1) 企画提案指示書
- (2) コンソーシアム協定書
- (3) 参加表明書

5. 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は開催いたしません。事業内容に関する質問は、本日より3営業日
後の15:00までメールで個別相談を受け付けます。回答については全体を取りまとめの上、参
加表明した事業者に対し、参加表明期限日以降に速やかに送信します。

担当:マーケティング部 関・津田 TEL:011-231-6736
Email:y_seki@visithkd.or.jp

「令和5年度 欧米豪 FIT 旅行者誘客・受入事業(マーケティング調査)」

委託業務 企画提案指示書

1. 事業目的

当機構においては、観光庁事業「特別な体験の提供によるインバウンド消費の拡大・質向上事業」を活用し、「日本初の地域認定ATガイドがもたらす特別な旅行商品造成・販売事業」を提案しており、北海道特有の自然資源や文化資源で、通常では立ち入りできない区域を限定的に公開し、AT旅行者の知的好奇心を満たす高付加価値なコンテンツツアーの造成を図ることなど、本道のATの魅力を大きく高めることが期待されるものである。

観光庁の「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業」に採択されたことを受け、事業の効果的な執行とともに、施策の相乗効果を高める観点から、ATWS関連の高付加価値な商品造成や、プロモーション事業のコンテンツ制作等に相まって、対象となる欧米豪 FIT 旅行者の市場ニーズ調査が必要不可欠になることから、道内空港周辺を拠点とした、観光事業者や個人旅行者へのヒアリングを通じ、欧米豪 FIT の属性や趣向、二次交通利用や移動手段、課題点等の把握とともに、インバウンド人流データによる移動ルートや移動量の分析などを通じ、高付加価値な商品造成や販売促進に繋げるため、この度、マーケティング調査を実施するものである。

調査・分析結果は当機構が活用するのみならず、道内の観光地域づくり法人(DMO)等各種観光団体の戦略立案等にも活用していただくことを想定し、「北海道の観光統計データサイト」に格納する。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構(以下「観光機構」という。)が主体となり民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等または複数企業等による連合体(以下「コンソーシアム」という。)とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は次のいずれにも該当すること。

(1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただしコンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。(なおコンソーシアムの場合には別紙協定書を提出すること)

- ① 民間企業
- ② 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利法人
- ③ その他の法人、または法人以外の団体等

(2) コンソーシアムの構成員が単独企業または他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと

- (3) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 予算上限額

23,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結の日～令和7年1月末日

(2) 業務スケジュール

| | |
|----------|--------------------|
| 3月28日(木) | 企画提案募集公示、企画提案指示書配布 |
| 4月3日(水) | 企画提案参加表明期限15:00締切 |
| 4月10日(水) | 企画提案書の提出期限15:00締切 |
| 4月上-中旬 | 企画提案の審査、委託事業者決定 |
| 4月中-下旬 | 契約締結・業務開始 |

(3) 業務完了日

令和7年1月31日(金)までに全ての業務を完了すること(報告書作成業務含む)

7. 業務委託内容(企画提案事項)

(1) 二次交通等調査事業(インバウンド)

① 調査概要

本道を訪れるアドベンチャートラベルに関心が高い欧米豪 FIT 等旅行者に対し、観光拠点から観光地へ移動している現状において、利用した交通機関や移動手段、課題点等を把握し、高い付加価値を有した旅行商品造成の検討にあたっての参考となるような実態調査を行うこととし、以下の要件で提案を行う。

(条件)

- ・ 調査地域は、道内7空港(新千歳、函館、旭川、帯広、女満別、釧路、稚内)周辺等とする
- ・ 調査対象者は、①外国人②観光関係事業者とする

- ・ 調査時期は、契約締結日から①令和 6 年 6 月まで、②令和 6 年 10 月までとする
- ・ 調査結果は、観光庁事業との連動を図るため、毎月、観光機構に報告すること
- ② 調査票の設計、作成、翻訳
 - ・ 二次交通の課題解決、これまでに無い高い付加価値を有したAT旅行商品造成の検討に反映できるような視点に立ち、翻訳版を含む調査票の設計・作成、を提案すること
- ③ 調査の実施
 - ・ アンケート調査や回収方法、ICT を活用した調査手法など、適切な方法を提案すること
 - ・ 調査人数は、外国人旅行者500人以上を目安とする
 - ・ 回答率を高めるため、謝礼品の購入・配布等を検討すること
- ④ 調査結果の分析
 - ・ 調査に基づき、旅行者の属性や移動等動向を把握し、課題や改善策検討の分析を行う（調査内容例）
 - (ア) 必要最小限の回答者属性
 - (イ) 交通関連（入道ルート、主な目的地、出発空港、利用した 2 次交通手段等）
 - (ウ) AT 関連（各種 AT 体験の満足度、改善点等）
 - ・ 分析に当たり活用するオープンデータやツールがあれば、効果の出自や活用方法を示すこと
- ⑤ 調査データの取扱い
 - ・ 調査・分析の実施にあたり、収集された各種データはプライバシー保護のための統計的な処理を行い、個人情報外部に漏れることのないよう十分に配慮しつつ、外部関係者による更に踏み込んだ分析にも資するよう基礎データを広く提供できるよう設計すること
 - ・ 調査票の回答において、異常値の記載がなされた場合は無効回答とするなど適切に対処すること

(2) 人流データの収集分析（インバウンド）

- ① 調査概要
 - ・ 道内市町村を訪れる外国人旅行者の周遊や滞在に関するデータを収集し、誘客活動に反映させる仕組みづくりを導入する。提案は、既存サービス、当事業の仕様に基づき新規構築するもの、両方を可とする。収集結果については、主に「令和5年度欧米豪FIT旅行者誘客・受入事業（プロモーション）」における誘客促進に反映させるものとし、以下の要件で提案を行う。
- （条件）
 - ・ 対象地域は、全道市町村とする。
 - ・ データ収集対象者は、外国人旅行者とする
 - ・ 収集分析結果は、関係事業との連動を図るため、毎月、観光機構に報告することを基本とするが、観光機構と協議の上決定することとする

- ・ 調査期間は、契約締結日から令和 7 年 1 月 31 日までとする
- ② 収集データ項目等について
 - ・ 具体的な収集データを示すこと（例：国籍、訪日経験、滞在時間帯、スポット情報等）、どの国からどの市町村に、いつ来ているのかを明らかにすること
 - ・ 収集したデータについて分析できる粒度＝階層を明らかにし、その有効性を示すこと
 - ・ 事業者が道内で保有しているスポット情報を開示し、観光機構から指示のあったスポット 情報については、随時追加すること
 - ・ システムの構築（導入）にあたり、収集された各種データは統計的な処理を行い、個人情報情報が外部にもれることのないように十分配慮すること。企画全体に安全性が担保されていることを示すこと
- ③ 収集データの活用について
 - ・ 収集データは可視化できるようにすること
 - ・ 収集データを分析し、プロモーション活動等に反映できるよう、報告すること
- ④ 収集データの共有について
 - ・ 収集データは、構築済の「北海道の観光統計データサイト」内で公開すること
 ※「北海道の観光統計データ」サイト：<https://statistics.visit-hokkaido.jp/>
 データの整形・ダッシュボードの作成にあたっては、Google スプレッドシート及び Tableau Public を活用すること。Google スプレッドシート及び Tableau Public の運用管理については、観光機構と調整の上行うこと
 - ・ 既に観光機構が構築した上記サイト内「インバウンド人流分析」ページに、来訪者属性、市町村別来訪状況、施設別来訪状況の 3 分野で掲載すること。なお、収集データ量や表現方法等がこれまでと著しく乖離することが無いよう留意すること

(3) その他、国内データの収集

- ① 上記(1)において、比較対象となる日本人の来道経験者500人を収集すること
- ② 上記(1)において、現状把握・課題抽出、打ち手を探るため、道内観光交通関連事業者 20件にヒアリングを実施すること
- ③ その他上記(1)、(2)において、比較対象や「交通と観光の共創による北海道 MaaS プラットフォーム」との連携に資するため、有償・無償を問わず有益なものがあれば収集、可視化、分析し、調査結果を報告書に盛り込むこと

(4) 結果の反映

- ・ 上記の各種アンケート調査や人流データ収集分析の調査結果を複合的に組み合わせ、外国人旅行者の趣向や行動傾向、利用する二次交通の実態、滞在傾向や周遊ルート等の把握や課題整理を行い、AT旅行商品の造成や販売促進に向けた誘客活動に反映させる

8. その他の提案

予算の範囲内で本事業の目的に合致する有効な企画があれば、提案書に盛り込むこと

9. 報告書の作成

- (1) 7.の実施結果等を取りまとめた全体報告書を作成する。
- (2) 報告書は紙媒体(A4版)3部、電子媒体1部とする
- (3) 概要版は紙媒体(A4版1枚程度)3部、電子媒体1部とする
- (4) ローデータの提出は電子媒体1部とする

10. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

- (1) 表明期限:令和6年4月1日(月) 15:00
- (2) 表明先:下記問い合わせ先に提出
- (3) 表明方法:別紙書式をEメールで添付送信してください

11. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか下記の項目について記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお観光機構発注の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書 費用項目の明細を記載すること。概算見積とし捺印不要

- ①直接人件費:業務処理に直接必要とする経費
- ②経常的直接経費:消耗品費、通信運搬費、旅費(業務に従事する者の交通費・宿泊費等)
- ③特別直接経費:印刷製本費(調査票や報告書の印刷、翻訳等の外注分)
- ④その他:諸経費、技術経費等

12. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし全体的なイメージを伝えるうえで、数ページA3用紙を折り込むことは可とする
- (2) 企画提案は1社1提案とする。
例:A案・B案と複数記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は審査対象外とする
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

13. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 7部(事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの6部)
- (2) 提出場所 下記問い合わせ先に提出
- (3) 提出期限 令和6年4月10日(水) 15:00
- (4) 提出方法 提出場所への持参または郵送
※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない
※提出の企画提案書は別途データでも電子メール等により提出すること。なお電子データのみでの提出は認めない(電子データで提出する企画提案書は事業者名、氏名等を記載しないもの)

14. 企画提案に関する審査

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、かつ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする
- (2) 審査対象者が4者以上の場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする
- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する
- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は棄権とみなす
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない
- (7) プレゼンテーション用に機器類を使用する場合は、事前に申し出の上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない
- (8) プレゼンテーション会場に入ることが出来るのは3名までとする

15. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
 - ①指示内容が十分理解されているか

②協力体制など人的ネットワークが確保されているか

③効果的な事業内容となっているか

(2) 実現性

提案内容に具体性があり、かつ全体の計画が実現可能なものとなっているか

(3) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され遂行能力があると判断できるか

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか

16. 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として観光機構と受託事業者が協議して決定する

(2) 観光機構は受託事業者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する

(3) 著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと

(4) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、観光機構に帰属するものとする

(5) 作成した北海道観光データ等に関して観光機構の web サイト等での二次使用を認めるとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること

(6) 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるので留意すること。※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②をいう

①「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)…再委託を行うことはできない

②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務…再委託に際し、観光機構の承諾を要する

③「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)…再委託に際し、観光機構の承諾を要さない

17. その他

(1) 提出された企画提案書は、本事業の受託事業者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない

- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする
- (4) 受託事業者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託事業者において負担するものとする
- (5) 受託事業者は、契約前に地域への説明会を実施する際は、その発生する費用は受託事業者において負担するものとする

18. 問合せ先

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 マーケティング部(担当:関、津田)

TEL:011-231-6736 Email:y_seki@visithkd.or.jp

参加表明書

「令和5年度 欧米豪FIT旅行者誘客・受入事業(マーケティング調査)」

委託に係る企画提案の公募について

企画提案の参加を表明します

| | |
|-------|--|
| 会社名 | |
| 部署 | |
| 氏名 | |
| TEL | |
| Email | |

送信先

公益社団法人 北海道観光振興機構

マーケティング部(担当:関・津田)

Email:y_seki@visithkd.or.jp